

企業立地促進条例の実績及び企業立地の現状と課題について

企業立地促進条例（横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例）は、平成16年4月の制定以降、企業立地を取り巻く環境の変化等を踏まえた改正を行いながら、本社・研究所等の進出や市内企業の事業拡張に伴う再投資など、本市の経済発展につながる企業の立地促進に大きな役割を果たしてきました。

現行の条例（以下、「第5期」）が令和2年度末をもって適用期間の期限を迎えることから、条例の実績及び企業立地の現状と課題について、ご報告します。

1 企業立地促進条例の概要

（1）目的

企業立地等の促進を図り、併せて市民雇用とともに市内雇用の増大及び市内企業の事業機会の拡大を図ることにより、横浜市経済の活性化に寄与すること

（2）支援内容

企業立地等促進特定地域（以下、「特定地域」）及び特定地域以外の市域（以下、「特定地域外」）において、一定の条件を満たす事業計画を実施する者を認定し、助成金の交付及び法人市民税の特例措置（軽減）を実施。

ア 事業所の立地、工場等の建て替え・増設等を行う事業者への支援【固定資産取得型】

中小企業は1億円以上、大企業は50億円以上の投資を行う者に対し、助成金を交付。

イ 賃貸施設へ移転するテナントへの支援【テナント型】

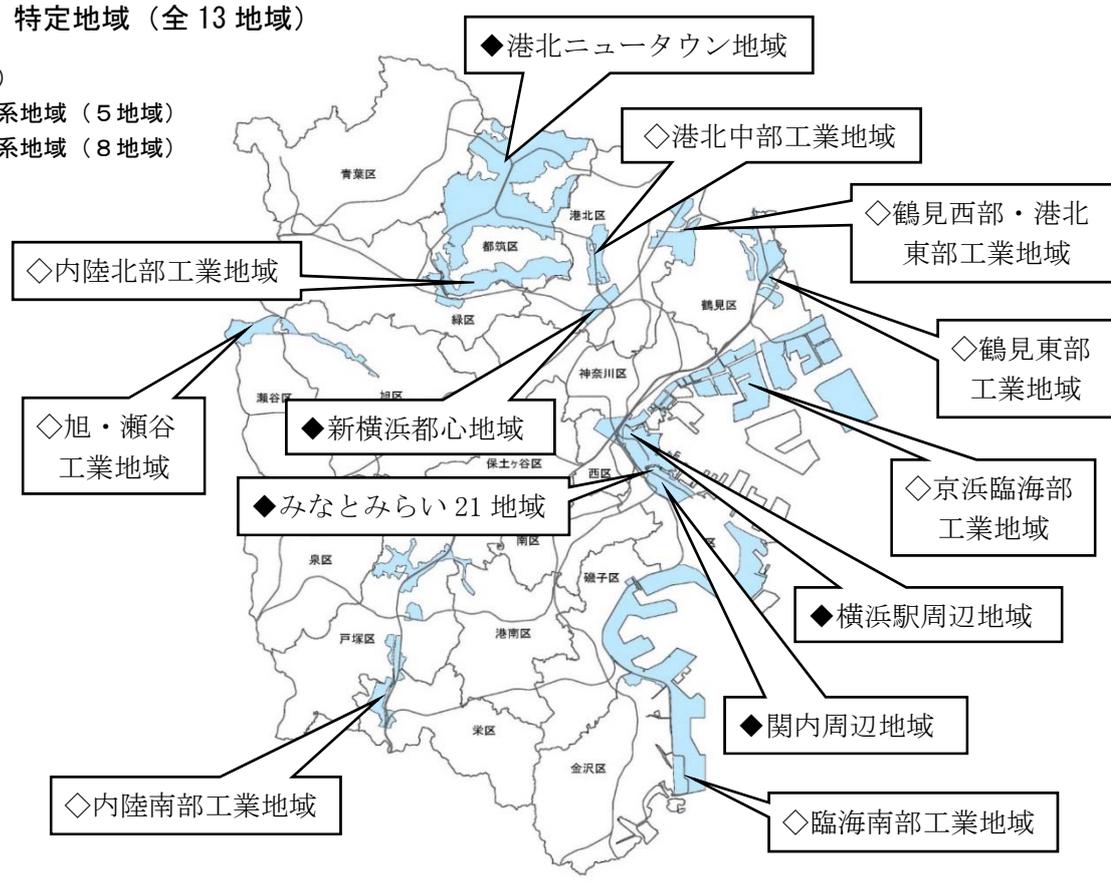
法人市民税の法人税割額を一定期間軽減。

【参考】特定地域（全13地域）

（凡例）

◆業務系地域（5地域）

◇工業系地域（8地域）



2 企業立地促進条例の実績

(1) 認定の実績

- 令和2年9月末現在、145件の企業立地を認定し（うち中小企業41件）、本社・研究所の新規進出、市内企業の再投資、観光・MICE施設の立地を呼び込んできました。
- 業務系地域では、業種や分野を超えた多様な企業の集積が進んだことにより、特にみなとみらいや関内において、新しい価値を生み出すオープンイノベーションの取組が広がっています。このことが、人材確保のしやすさ、交通アクセスの良さ、コストパフォーマンスなどといった横浜の魅力を一層高め、新たな企業立地にもつながっています。
- 工業系地域では、本条例が新規立地や既存企業の再投資に広く活用されており、中小企業における工場の新設や生産機能強化・新事業展開のための設備投資、大企業における研究開発機能を備えた生産拠点の新設などを支援しています。

【参考】認定件数の期別内訳（令和2年9月末現在）

- ・第1期（平成16～平成20年度、5年）：54件（取得型54件）
- ・第2期（平成21～平成23年度、3年）：22件（取得型12件・テナント型10件）
- ・第3期（平成24～平成26年度、3年）：26件（取得型16件・テナント型10件）
- ・第4期（平成27～平成29年度、3年）：30件（取得型23件・テナント型7件）
- ・第5期（平成30～令和2年度、3年）：13件（取得型6件・テナント型7件）

【参考】第5期の認定企業（13件）

取得型：ホッシュ（研究所）、東芝（先端技術工場）、森永製菓（研究所）、
横浜リテラ（工場・中小）、サユー機工（本社工場・中小）、三波工業（工場・中小）
テナント型：いすゞ自動車、いすゞリーシングサービス、アイ・シー・エル、IJTT、BSIグループジャパン、
バンテック、京セラトキメントソリューションズ

(2) 認定による効果

ア 雇用（令和元年12月現在）

各認定企業の立地前の状況と比較すると、約4万人の雇用増となっています。

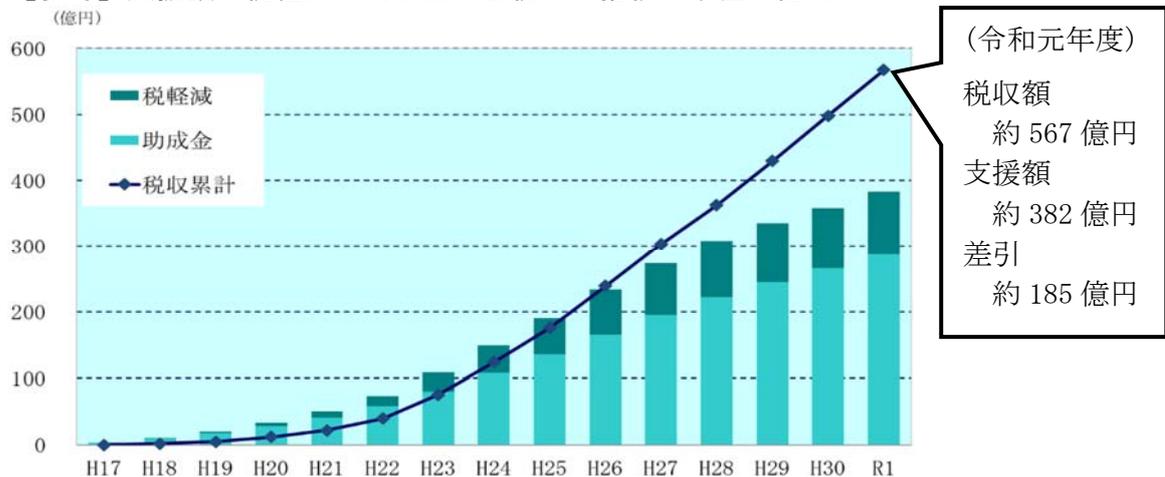
イ 市内への発注（令和元年12月現在）

市内・準市内企業に対し、建設・設備投資は累計で約3,900億円、事業活動は年間
約2,000億円（令和元年実績）の発注が生み出されています。

ウ 税収

令和元年度までの実績でみると、累計で税収は約567億円、支援額は約382億円となっており、税収が約185億円上回っています。

【参考】支援額（税軽減・助成金）と税収の推移（単位：億円）



3 企業立地の現状と課題

(1) コロナ禍による企業の立地動向やニーズの変化への対応

テレワークをはじめとする働き方改革の加速や「新しい生活様式」の浸透などにより、企業の拠点分散化や新たな投資需要の動きが高まりつつあります。企業立地を進めていく上では、こうした企業の立地動向やニーズの変化に対応していくことが求められます。

【参考】企業の立地動向やニーズの動き（例）

- テレワークの普及でオフィスを縮小・移転する企業が増加。5月まで1%台だった東京の空室率は、8月には2年半ぶりに3%を突破。大手企業も都内オフィスの縮小、拠点の分散化や地方移転の計画を相次いで発表。
- 国土交通省の調査によると、都内に本社を置く上場企業の26%が本社の移転・縮小を具体的に検討。候補地は都区内が最も多く、次いで東京圏（神奈川・埼玉・千葉）が多い。
- 民間調査によると、オフィス移転検討の際に重視する項目で、「コスト」が2位から1位に上昇。東京に大きな優位性があった「立地（場所）」が3位から5位に低下。
- 政府系金融機関の調査によると、大企業の2020年度の設備投資計画は、前年度比3.9%の増。自動車の次世代技術開発やデジタル化の需要拡大への投資が増加との分析。

(2) 中小企業の経営基盤強化

コロナ禍で大きな影響を受け、厳しい経営環境に直面する中小企業に対しては、資金繰り支援などの基礎的支援に加え、新事業展開や生産機能強化など、コロナ後を見据えた新たな投資をしっかりと後押ししていくことが必要です。

(3) 本社・研究開発機能の集積促進

みなとみらいには、本条例を活用し、数多くの本社・研究開発機能を呼び込んできましたが、開発の最終盤を迎え、大規模な立地が見込める土地が少なくなっています。

こうした中、さらなる集積に向けては、関内駅・横浜駅・新横浜駅周辺の再開発事業など、まちづくりの動きと連動して立地を誘導していくほか、港北ニュータウンや内陸の郊外部にも広く立地を促していく必要があります。

(4) 住工混在・操業環境の悪化への対応

内陸部の工業系用途地域は準工業地域が多く、住宅への土地利用転換の進行によって、工業用地の減少や操業環境の悪化などの課題が生じています。

そのため、都市計画の土地利用誘導策とも連携を図りながら、新事業展開や操業環境改善などの再投資を促し、市内留置を図っていくことが重要です。

4 今後の方向性

少子高齢化や人口減少に伴い、経済活動の縮小や市税収入の減少が懸念される中、福祉や子育て等の市民サービスを確実に提供し続けていくためには、中小企業をはじめとする市内企業の成長・発展を後押しするとともに、企業の立地を促すことで法人関連税を確保し、財政基盤を強化していくことが必要です。

また、コロナ禍の影響により冷え込んだ経済の再生が強く求められる中、企業立地の取組は経済活性化、特に雇用や発注の拡大といった効果が期待できます。

こうしたことから、企業立地を取り巻く環境の変化やまちづくりの動きなどを踏まえて、本条例の適用期間の延長や支援制度の改定を行いたいと考えており、改正案を令和3年第1回市会定例会で提出することを予定しています。

【参考】これまでの条例の変遷（支援対象、助成金の助成率・上限額、税軽減内容等）

	固定資産取得型			テナント型
	本社・研究所・工場等	賃貸オフィスビル	観光・MICE 施設	
第1期 (H16～H20)	<p><助成金> 助成率 10%、上限 50 億円</p> <p><税軽減> 固定資産税・都市計画税（固都税）税率 1/2</p>	なし	なし	なし
第2期 (H21～H23)	<p><助成金> 助成率 8～10% 上限 20 億円</p> <p><税軽減> 固都税税率 1/2</p>	なし	なし	<p><助成金> 法人市民税 法人税割 1/2 相当 ×3 年</p>
第3期 (H24～H26)	<p><助成金> 助成率 6～10% 上限 20 億円</p> <p><税軽減> 固都税税率 1/2</p>	なし	なし	<p><助成金> 法人市民税 法人税割相当 ×3～4 年</p>
第4期 (H27～H29)	<p><助成金> 助成率 5～12% 上限 50 億円</p>	<p><助成金> 助成率 10% 上限 50 億円</p>	<p><助成金> 助成率 12% 上限 50 億円</p>	<p><助成金> 法人市民税 法人税割相当 3～5 年</p>
第5期 (H30～R2)	<p><助成金> 助成率 8～12% 上限 50 億円</p>	<p><助成金> 助成率 8～12% 上限 50 億円</p>	<p><助成金> 助成率 12% 上限 50 億円</p>	<p><税軽減> 法人市民税 法人税割相当 4～6 年</p>